

添付書類チェックリスト

※提出書類が不足している場合は、申請受理となりません。

【1. 必須書類】

- 新型コロナウイルスの影響を受けた生計維持者の減少後の収入等がわかる書類
 - (給与収入者)
 - ・新型コロナウイルス感染症の影響による家計急変後の、前期：2020年10月～2021年5月
後期：2021年4月～2021年9月のうち連続する3か月分の給与明細の写し（3か月分×4で年間収入見込額を算出）
 - ・新型コロナウイルス感染症の影響により失職した場合は、雇用保険被保険者離職票または雇用保険受給資格者証の写し(失業手当の金額が分かる書類を添付のこと)
 - (商店・農業工業・個人経営等)
 - ・新型コロナウイルス感染症の影響による家計急変後の、前期：2020年10月～2021年5月
後期：2021年4月～2021年9月のうちのうち連続する3か月分の帳簿等（月次資産表、売上帳簿等）の写し（3か月分×4で年間所得見込額を算出）
- 影響を受けた生計維持者以外の、収入のある世帯員全員の収入等がわかる書類
 - 令和元年の所得と比較し変更が無かった場合：令和3年度所得(課税)証明書、令和2年源泉徴収票等
 - 令和元年の所得と比較し、減少した場合：
前期：2020年10月～2021年5月 後期：2021年4月～2021年9月のうち連続する3か月分の給与明細の写し・帳簿等（月次資産表、売上帳簿等）の写し（3か月分×4で年間収入見込額を算出）等

【2. 公的支援を受給している場合】

- 国や地方公共団体が新型コロナウイルス感染症の感染拡大による収入減があった者を対象として実施した公的支援（税等の納付猶予も含む。）を受けた場合は、その受給証明書の写し

【3. 生計維持者の所得が令和元年と比較し2分の1に減少した場合】

- 生計維持者の市町村が発行する所得証明書(収入額、所得額、市・県民税額、各種控除、扶養人数等が記載されている記載省略のない令和2年度所得（課税）証明書)
※令和元年の所得と比較し、半減を確認

【4. その他該当する希望者のみ提出する書類】

- 同居の家族が別生計の場合、別生計理由書
(例：同居の兄は働いて収入があるが、別生計)
- 本人が自宅外通学者の場合は、賃貸借契約書の写し(契約期間、契約内容、本人の居住が明確に分かるもの)
- 世帯員の中に障害のある者がいる場合は、障害者手帳等の写し
- 世帯員の中に長期療養中の者がいる場合は、医療費の領収書の写し

- 主たる家計支持者が別居している場合は、別居のために支出している金額が分かる書類の写し
- 火災、風水害、盗難等の被害を受けた世帯は、被害を受けた時期と内容及び将来長期にわたって支出増または収入減になると認められる年間金額を明記した任意様式書類
- 父母以外の者で収入を得ている世帯は、その事情を申告する任意様式書類